

策定年度 (策定年月)	昭和 47 年度 (昭和 48 年 2 月) [旧三雲町]
	昭和 47 年度 (昭和 48 年 3 月) [旧飯南町]
	昭和 47 年度 (昭和 48 年 3 月) [旧飯高町]
	昭和 49 年度 (昭和 49 年 7 月) [旧松阪市]
変更年度 (変更年月)	昭和 54 年度 (昭和 55 年 3 月) [旧松阪市]
	昭和 59 年度 (昭和 59 年 5 月) [旧飯高町]
	昭和 59 年度 (昭和 59 年 6 月) [旧飯南町]
	令和 4 年度 (令和 4 年 12 月) [松阪市]
計画期間	令和 4 年度～令和 8 年度

三重県松阪市

農村地域への産業の導入に関する実施計画書 (計画変更)

令和 4 年 12 月

三重県松阪市

目次

前文

第1 産業導入地区の区域

1. 産業導入地区の名称
2. 産業導入地区の所在、地番、面積等
3. 産業導入地区の区域の設定の考え方
4. 産業導入地区の地目別面積
5. 松阪市の産業導入地区の現状
6. 産業導入未決定地の活用見込
7. 地域開発、土地利用計画諸法との関係

第2 導入すべき産業の業種及びその規模

1. 導入すべき業種
2. 選定理由（業種選定の考え方）
3. 導入すべき産業の規模

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

1. 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込
2. 認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込
3. 認定農業者の育成
4. 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1. 過去に造成された工業団地等の活用可能性
2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1. 施設用地の整備
2. 道路等の施設整備
3. 定住等及び地域間交流の条件の整備

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1. 労働力の需給の調整
2. 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1. 担い手の育成
2. 農業生産基盤の整備及び農業施設の整備

第9 その他必要な事項

1. 実施計画のフォローアップについて
2. 撤退時のルールについて
3. その他

(添付資料)

- 別紙1 産業導入地区の所在、地番、面積等
別紙2 農業生産基盤の整備開発にかかる各種事業の実施状況
別紙3 主な既存企業の概要
別紙4 立地条件表

- 別図1 産業導入地区位置図
別図2 ウッドピア北地区位置図
別図3 農業振興地域土地利用計画図
別図4 農業生産基盤の整備開発にかかる各種事業の実施状況図(農業生産基盤状況図)
別図5 農業生産基盤の整備開発にかかる各種事業の実施状況図(近代化施設整備状況図)
別図6 公図写(南部、高須、下村、有下、下滝野、ウッドピア北)
別図7 都市計画図

前 文

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に接し、南は多気郡、北は雲出川を隔て津市に接している。

地形は、西部一体が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を橿田川が流れている。

面積は、東西 50km、南北 37km と東西に長く延び、総面積で 623.58 平方キロメートルを有し、三重県全体の約 10.8%を占めている。用途別にみると、耕地 76.80 平方キロメートル(12.3%)、宅地 30.41 平方キロメートル (4.9%)、森林 427.61 平方キロメートル (68.6%)となっており山林の占める割合が高くなっている。

気候は、おおむね東海型の気候区に属し、西部は寒暖の差がやや大きく内陸的な特性である。

年間平均気温は 14°C～16°Cで、降水量は平野部では 1,500mm 程度であるが、山間部では 2,000～2,500mm とかなり多い。

本市の農業の特長は、年間を通じ温暖で穏やかな気候に恵まれていることから、水稻を基幹作物として、多様な農業が展開されている。

ほ場整備により大規模農地となった平野部では、J A、集落営農組織を中心に大規模なブロックローテーションによる麦・大豆の生産に取り組み、作付面積、生産量ともに三重県下 1 位である。

特産品では、世界ブランド「松阪牛」が有名であり、消費者の視点にたった独自のトレーサビリティシステムである「松阪牛個体識別管理システム」の運用や、他産地にはない長期肥育による肉のうまみを引き出す努力など、ブランドの発展に生産者等と共に取り組んでいる。

また、市西部の飯南・飯高地域を中心に山間部の地形、気候を活かした良質な深蒸し煎茶の生産が盛んで、農林水産祭では最高の名誉である天皇杯を受賞したことがある。

この他にも松阪赤菜、苺、イチジク、モロヘイヤ、嬉野大根等の特産品があり、J A生産者部会で、生産振興や販路の拡大等に取り組んでいるところである。

一方近年、全国的な問題となっているイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの有害鳥獣による農作物被害などから農家の生産意欲の低下が深刻化している。そのため国等の事業を有効活用し、獣害柵の設置のほか、捕獲による取り組みを被害地域や猟友会の方々と連携し捕獲に取り組み、被害軽減に努めている。

このようななか、令和 2 年度国勢調査における本市の人口は、159,145 人であり、平成 17 年合併時における国勢調査の人口と比べ、9,858 人減少している。全国的に少子高齢化が急激に進み、本市の人口減少も避けられないが、人口流出に歯止めをかけていくためのひとつとして、新卒者やU I J ターンといった若年層をターゲットとした魅力ある就業機会の創出が不可欠である。

とりわけ、市内には、令和2年度国勢調査ベースで世帯全体65,481世帯のうち、販売農家世帯が2,216世帯の約3%と少なく、農家世帯の約90%が兼業農家である。

約10%の専業農家ですべての農地の耕作や水路、農道の維持管理が出来る訳ではないことから、兼業農家が農村地域で引き続き定住し、農作業の補完的な作業を担っていただくためにも就業先を含めて創出していくものである。

加えて、本市内にある既存の事業所において、南海トラフを震源とする地震（東海・東南海・南海地震等）による津波を想定したハザードマップにかかる浸水エリアに該当する企業も多いことから、従業員の人命や被災による事業再開といったリスク回避のために移設を考えている企業のニーズに対応すべく、市として用地を確保することも不可欠であると考えらる。

上記のとおり、就業機会の創出といった発展的な意味と災害によるリスク回避という意味合い双方から整備を図るものである。

今回の変更のなかで、新設の地区においては、松阪市都市計画マスタープランと連動しているところである。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に基づき、これまでに定めた実施計画を変更し、農業と産業との均衡ある発展を図るものとする。

計画期間については、令和4年12月から5か年間とし、令和8年度までに産業の導入の目標を達成する。

第1 産業導入地区の区域

1. 産業導入地区の名称

地区名	継続・新設
南部	継続
松阪(高須団地)	継続
松阪(下村団地)	継続
有下	継続
下滝野	継続
ウッドピア北	新設

※他の産業導入地区として山室地区もあるが、三重県直轄であることから記載しない。

2. 産業導入地区の所在、地番、面積等

[既存地区]

(南部)

所在地：松阪市上ノ庄町南地蔵1623番 外2筆 面積： 28,436㎡

(松阪(高須団地))

所在地：松阪市高須町字芝生3460番38 外726筆
面積：375,317㎡

(松阪(下村団地))

所在地：松阪市下村町東牛込19番 外101筆 面積：118,009㎡

(有下)

所在地：松阪市飯南町有間野字狐廣1175番1 外25筆
面積： 13,317㎡

(下滝野)

所在地：松阪市飯高町下滝野字枇杷ヶ野1304番 外16筆
面積： 15,324㎡

[新設地区]

(ウッドピア北)

所在地 松阪市山室町重谷366番2 外56筆 面積： 42,056㎡

既存地区面積と新設地区面積の合計面積 592,459㎡

※地番一覧については別紙1、位置図については別図1、別図2、別図6のとおり

3. 産業導入地区の区域の設定の考え方

[継続地区]

既存地区においては農工法にて、昭和 47 年度に南部、有下、下滝野の 3 地区、昭和 49 年度(高須団地)、昭和 54 年度(下村団地)に、松阪地区が設定されている。

[新設地区]

新設地区の候補地の選定に際しては、以下の内容により行った。

(1) 周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向

新設地区は、主要地方道松阪第 2 環状線と市道山室立野線に挟まれた日本初の国産材コンビナートである「ウッドピア松阪」に隣接している。ウッドピア松阪には、原木市場、製材加工工場（ムク材製品・集成材・内装材・チップ等）、事務所等が立地している。

また、当地区から東へ約 2km 離れた地区は、市内最大（約 110ha）の工業団地である松阪中核工業団地（完売）が立地しているなど、周辺地域には既に製造業を中心とした事業所が立地している。

(2) 市場への近接性

新設地区は、松阪市街へのアクセスの良さはもちろん、国道 166 号及び主要地方道松阪第 2 環状線により松阪インターチェンジ（伊勢自動車道）まで約 10 分（約 7km）の距離にあり、名古屋圏・大阪圏への良好な道路交通アクセスを有している。

(3) 交通インフラの整備状況

新設地区は、松阪インターチェンジへのアクセスに優れるとともに、三重県の主要幹線道路である国道 23 号まで約 8km、重要港湾の指定を受けている津松阪港（松阪港区）まで約 10km の位置にあり、陸路・海路ともに良好な物流アクセスを有している。

(4) 周囲の企業の立地動向

新設地区は、周辺には、前述したウッドピア松阪、松阪中核工業団地（完売）の他、上川工業団地（完売）、THK(株)三重工場、オムロンヘルスケア(株)松阪事業所等が立地している。

(5) 市内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況

市内の産業導入地区（別図 1）は、5 地区（南部、松阪(高須、下村)、有下、下滝野）及び山室地区が設定されているが、未売却区画や今後開発可能な用地はない。

また、既存の産業導入地区以外の工業団地においても未売却区画は 8 区画（約 4.4ha）である。ただし、うち 3 区画（約 2.3ha）については、交渉中である。

<既存の産業導入地区以外の動向>

工業団地名		総面積 (ha)	未売却面積 (ha)	備考
1	天花寺	22.3	0.0	
2	嬉野	6.9	0.0	
3	天花寺テクノランド	5.2	0.5	1 区画
4	大口	91.9	0.0	
5	中核	110.8	0.0	
6	上川 (中部)	19.9	0.0	
7	上川	9.0	0.0	
8	下村	4.9	0.0	
9	ウッドピア松阪	41.0	2.9	6 区画(2 区画 1.3ha 交渉中)
10	西野	9.1	1.0	1 区画(交渉中)
合計		321.0	4.4	

※総面積及び未売却面積は、造成後の面積である。

交渉中を除く未売却面積が5区画(約2.1ha)あるものの、平均すると約0.4ha程度で、かつ、分散していることから1ha以上の用地を必要とする多様な立地ニーズには対応できない。さらに今後、移転を含めた企業を誘致していくためにも区画のストックは必要であり、かつ、区画数からしても決して過剰ではないと考える。

加えて、市内で拡張用地を希望していた市内企業が市外に移転した事例も生じていることから事実上、産業用地が不足しているといえ、用地の確保は当市の喫緊の課題となっている。

(6) 新たな産業用地の確保に向けた取組の推進

以上のように産業用地が不足していることから、松阪市は、平成30年度に交通利便性・災害時の被害想定・周辺の土地利用状況・開発コスト等を総合的に勘案して、新たな産業用地の候補地の絞り込みを行い、最終的にウッドピア北地区を選定した。

ウッドピア北地区の全域が市街化調整区域であり、かつ、ほとんどが農用区域であるものの、地域の農業者の安定した就業機会の確保及び従業員の定住化による地域活性化も図られることから、南側に隣接するウッドピア松阪と一体的に産業用地として整備を行う。

松阪市都市計画マスタープランにおいて、ウッドピア周辺は、地区計画等の活用により、周辺環境と調和した産業用地の整備を図り、企業立地を検討することとしている。

4. 産業導入地区の地目別面積(単位：㎡)

地区名	農地等			宅地その他				合計
	田	畑	計	宅地	うち施設用地等	その他	計	
		普通畑						
南部	0	0	0	28,436	28,436	0	28,436	28,436
高須団地	87,554	52,621	140,175	1,714	0	233,428	235,142	375,317
下村団地	45,450	0	45,450	61,205	0	11,354	72,559	118,009
有下	0	0	0	11,012	11,012	2,305	13,317	13,317
下滝野	0	2,495	2,495	12,316	12,316	513	12,829	15,324
ウッドピア北	31,543	79	31,622	0	0	10,434	10,434	42,056
計	164,547	55,195	219,742	114,683	51,764	258,034	372,717	592,459

5. 松阪市の産業導入地区の現状

市内の産業導入地区は、廃止を予定している高須団地、下村団地を除き、開発区域は全て企業に売却済みである。

下表において、高須団地、下村団地が存在するが、産業導入地区として区域設定がなされたものの、具体的な企業立地に至らず、現在も農地として活用されている。また、近年作成された津波ハザードマップ及び洪水ハザードマップにおける浸水想定区域となっており、企業ニーズに合わないこと、加えて高須団地のうち約 21ha は、平成 2 年度に都市計画に位置付けられ、三重県下水道公社が管理する中勢沿岸流域松阪浄化センターが平成 9 年度に設置されたことから、今後、産業導入地区として位置付けていくことが不可能である。このため、高須団地、下村団地については、実施計画を廃止し、産業導入地区から除外する。

(単位：㎡)

区分	地区名	産業導入地区面積	導入産業操業面積	導入産業未操業面積	産業導入未決面積	造成	未造成	荒廃農地	産業導入不可面積
						面積	面積		
令和 3 年 (現状)	南部	28,436	28,436	0	0	0	0	0	0
	高須団地	375,317	0	0	0	0	0	0	375,317
	下村団地	118,009	0	0	0	0	0	0	118,009
	有下	13,317	12,178	1,139	0	0	0	0	0
	下滝野	15,324	14,811	513	0	0	0	0	0
合計		550,403	55,425	1,652	0	0	0	0	493,326

※他の産業導入地区として山室地区があるが、三重県直轄であるため記載しない。

加えて上述にもあるが、産業導入地区以外の工業団地には、交渉中を除く未売却面積が5区画（約2.1ha）あるものの、平均すると約0.4haと、企業のニーズに合わない。

6. 産業導入未決定地の活用見込

先に記載したとおり、市内の既存の産業導入地区には、産業導入不可面積を除いて、産業導入未決定地は存在しない。

7. 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法の指定

【南部地区】

1.首都圏整備法	2.近畿圏整備法	3.中部圏開発整備法	4.北海道総合開発計画
5.振興山村指定地域	⑥.農振地域	7.過疎地域	⑧.都市計画 (線引・非線引)
9.地域経済牽引事業の促進区域	10.地域経済牽引事業の重点促進区域		

【松阪地区(高須団地)】

1.首都圏整備法	2.近畿圏整備法	3.中部圏開発整備法	4.北海道総合開発計画
5.振興山村指定地域	⑥.農振地域	7.過疎地域	⑧.都市計画 (線引・非線引)
9.地域経済牽引事業の促進区域	10.地域経済牽引事業の重点促進区域		

【松阪地区(下村団地)】

1.首都圏整備法	2.近畿圏整備法	3.中部圏開発整備法	4.北海道総合開発計画
5.振興山村指定地域	6.農振地域	7.過疎地域	⑧.都市計画 (線引・非線引)
9.地域経済牽引事業の促進区域	10.地域経済牽引事業の重点促進区域		

【有下地区】

1.首都圏整備法	2.近畿圏整備法	3.中部圏開発整備法	4.北海道総合開発計画
⑤.振興山村指定地域	⑥.農振地域	⑦.過疎地域	⑧.都市計画 (線引・非線引)
9.地域経済牽引事業の促進区域	10.地域経済牽引事業の重点促進区域		

【下滝野地区】

1.首都圏整備法	2.近畿圏整備法	3.中部圏開発整備法	4.北海道総合開発計画
⑤.振興山村指定地域	⑥.農振地域	⑦.過疎地域	⑧.都市計画 (線引・非線引)
9.地域経済牽引事業の促進区域	10.地域経済牽引事業の重点促進区域		

【ウッドピア北地区】

1.首都圏整備法	2.近畿圏整備法	3.中部圏開発整備法	4.北海道総合開発計画
5.振興山村指定地域	⑥.農振地域	7.過疎地域	⑧.都市計画 (線引・非線引)
9.地域経済牽引事業の促進区域	10.地域経済牽引事業の重点促進区域		

(2)土地利用基本計画関係

【南部地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

【松阪地区(高須団地)】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

【松阪地区(下村団地)】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
①	2	3	4	5	6

【有下地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

【下滝野地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

【ウッドピア北地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(3)都市計画関係

【南部地区】

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計画区域		準都市 計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途区域	用途 区域外	用途区域	用途 区域外		
1	②	3	4	5	6	7	8

【松阪地区(高須団地)】

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計画区域		準都市 計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途区域	用途 区域外	用途区域	用途 区域外		
1	②	3	4	5	6	7	8

【松阪地区(下村団地)】

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計画区域		準都市 計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途区域	用途 区域外	用途区域	用途 区域外		
①	2	3	4	5	6	7	8

【有下地区】

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計画区域		準都市 計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途区域	用途 区域外	用途区域	用途 区域外		
1	2	3	4	5	6	⑦	8

【下滝野地区】

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計画区域		準都市 計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途区域	用途 区域外	用途区域	用途 区域外		
1	2	3	4	5	6	⑦	8

【ウッドピア北地区】

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計画区域		準都市 計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途区域	用途 区域外	用途区域	用途 区域外		
1	②	3	4	5	6	7	8

(4)その他

- ① 都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日
- ・都市計画区域：昭和47年12月26日
 - ・用途地域：昭和30年5月16日
 - ・都市計画区域面積：17,441.5ha、用途区域面積：3,073.8ha（令和4年4月1日現在）
 - ・範囲：別図7のとおり
- ② 農地転用等に関する調整の結果の状況
- ・松阪市農業委員会等と調整済み。
- ③ 農業振興地域及び農用地の区域の範囲ならびに設定年月日
- ・農業振興地域指定年月日：平成17年3月22日
 - ・農業振興地域整備計画策定年月日：令和4年8月3日(直近の変更認定)
 - ・農業振興地域面積：22,066.2ha、農用地区域面積：7,264.8ha(令和4年8月3日現在)
 - ・範囲：別図3のとおり
- ウッドピア北地区の計画面積範囲 42,056 m²のうち、農用地区域面積は 30,964 m²である。
- ④ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置
- 別紙2及び別図4、別図5、別図6(ウッドピア北)のとおり

ウッドピア北地区は、平成2～9年度にほ場整備を行っているが、既に事業完了後8年以上を経過している。

区分	事業の種類	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度	備考
ほ場整備	立野・高田地区	松阪市	22.6	420,000	H2～9	

⑤ 周辺における既存企業等の立地状況

別紙3のとおり

⑥ 市街化調整区域に産業導入地区を設定する場合の都市計画との調和について

ウッドピア北地区は市街化調整区域内にあるが、現行の松阪市都市計画マスタープラン（平成31年3月策定）において、農林業的土地利用に配慮しつつ、広域交通基盤を生かした産業機能の導入の検討が必要な地区「沿道型産業集積検討地区」に位置づけられている。

松阪市都市計画マスタープランに基づいて地区計画等を設定し、ウッドピア北地区を産業用地として開発を進める。なお、ウッドピア北地区に隣接するウッドピア松阪についても、都市計画マスタープランに基づいて令和3年5月に地区計画が設定され、建築物等の用途を拡大したところである。

⑦ 災害リスク

ウッドピア北地区は、公表されている洪水、津波、土砂災害、ため池の各ハザードマップにおいて、浸水等のリスクのある地域に指定されておらず、安全性の高い用地を求める企業ニーズに合致した地区である。

⑧ 当該産業地区の選定の経緯

市内全域を対象に交通利便性・土地利用状況・災害リスク等にて産業用適地評価を行うとともに、松阪市都市計画マスタープランとの整合性を踏まえて産業用地候補地を複数選定し、さらに開発コスト・造成後の土地形状等を評価して、ウッドピア北地区を選定した。

⑨ 開発許可を受ける見込み及びその日程

開発許可予定時期 ウッドピア北地区 令和6年12月（令和6年7月申請）

⑩ 立地条件表

別紙4のとおり

第2 導入すべき産業の業種及びその規模

令和8年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

1. 導入すべき業種（日本標準産業分類(平成25年10月改定)による)

松阪市の産業導入地区

大分類	中分類	小分類
E 製造業	09 食料品製造業	090 管理, 補助的経済活動を行う事業所 091 畜産食料品製造業 092 水産食料品製造業 093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 094 調味料製造業 097 パン・菓子製造業 098 動植物油脂製造業 099 その他の食料品製造業
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	120 管理, 補助的経済活動を行う事業所 121 製材業, 木製品製造業 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業 129 その他の木製品製造業 (竹, とうを含む)
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	140 管理, 補助的経済活動を行う事業所 145 紙製容器製造業 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
	16 化学工業	160 管理, 補助的経済活動を行う事業所 164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 165 医薬品製造業 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 169 その他の化学工業
	18 プラスチック製品製造業	180 管理, 補助的経済活動を行う事業所 181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 183 工業用プラスチック製品製造業 184 発泡・強化プラスチック製品製造業 185 プラスチック成形材料製造業 (廃プラスチックを含む) 189 その他のプラスチック製品製造業
	19 ゴム製品製造業	193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業

		199 その他のゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業		210 管理，補助的経済活動を行う事業所 211 ガラス・同製品製造業 216 炭素・黒鉛製品製造業 219 その他の窯業・土石製品製造業
24 金属製品製造業		240 管理，補助的経済活動を行う事業所 241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む） 245 金属素形材製品製造業 246 金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く） 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 249 その他の金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業		250 管理，補助的経済活動を行う事業所 252 ポンプ・圧縮機器製造業 253 一般産業用機械・装置製造業 259 その他のはん用機械・同部分品製造業
26 生産用機械器具製造業		260 管理，補助的経済活動を行う事業所 261 農業用機械製造業（農業用器具を除く） 264 生活関連産業用機械製造業 266 金属加工機械製造業 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 269 その他の生産用機械・同部分品製造業
27 業務用機械器具製造業		270 管理，補助的経済活動を行う事業所 271 事務用機械器具製造業 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		280 管理，補助的経済活動を行う事業所 281 電子部品・デバイス製造業 282 電子部品製造業 284 電子回路製造業

		285 ユニット部品製造業 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業		290 管理，補助的経済活動を行う事業所 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 292 産業用電気機械器具製造業 293 民生用電気機械器具製造業 294 電球・電気照明器具製造業 295 電池製造業 296 電子応用装置製造業 299 その他の電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業		300 管理，補助的経済活動を行う事業所 301 通信機械器具・同関連機械器具製造業 302 映像・音響機械器具製造業 303 電子計算機・同附属装置製造業
31 輸送用機械器具製造業		310 管理，補助的経済活動を行う事業所 311 自動車・同附属品製造業 312 鉄道車両・同部分品製造業 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業 314 航空機・同附属品製造業 315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 319 その他の輸送用機械器具製造業

2. 選定理由（業種選定の考え方）

業種の選定にあたっては、農村地域の住民が引き続き地域で住み続けることができるよう、必要な優良農地の確保と地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他産業の就業機会の選択肢を創出する必要がある。

このため、多くの常用雇用が期待できる業種のうち、地域農業その他既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種、又は生産性や業界成長性が高く、将来における雇用構造の高度化、多様化が見込まれる業種について本市重要施策との整合性を図ったうえで選定した。

なお、ウッドピア北地区は、隣接するウッドピアと一体的な工業団地となるよう開発を行うことから、ウッドピアに立地可能な業種との整合性に配慮している。

また、ゴム製品製造業（中分類19）、はん用機械器具製造業（中分類25）、業務用機械器具製造業（中分類27）については、産業導入地区への立地に関して問い合わせのあった企業との間で企業誘致に向けて具体的な見通しが立ったことから、新規に導入すべき業種に加えるものである。

(1) 安定した就業機会の確保

導入するすべての業種は、常時雇用者が常駐する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い広大な施設や短期の雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえたうえで選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入するすべての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう、業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、地域住民の希望や能力に沿った就業が円滑に行われるとともに、所得の向上に資するものを優先的に導入し、特に小規模農家、離農農家及び高齢農家等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

ウッドピア北地区に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、当地区外周部分の緑地帯の確保などにより、周辺環境の調和に努めるものとする。

また、企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止策等を協議し、必要に応じて公害防止等に関する協定を締結することとする。

なお、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、公害にかかる法令や県条例等の厳正な運用により指導監督するものとする。

(4) 立地ニーズや事業の実現見通し

市内企業へのヒアリング及び市外企業からの産業用地の問い合わせ内容とともに、立地済み企業の関連産業や今後の成長産業を考慮して、早期に企業の立地が実現する可能性の高い業種（医薬品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業）、及びその規模を設定した。

- ① 医薬品製造業(165)は、市内において相次いで新工場増設等の大規模投資が進んでいるが、さらなる増産に向けて産業用地の確保を希望する企業がある。当該企業は、市外含め新たな用地の取得を検討しているが、雇用が確保しやすい松阪市内での増設を希望している。

ウッドピア北地区は、当該企業の事業所及び松阪インターチェンジへのアクセスに優れており、原料・製品の運送においても最適な立地場所となりうる。また、面積規模も当該企業の最低希望面積を満たしている。

- ② ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業(193)は、松阪市は国内有数の集積地となっており、関連企業が多数存在する。これらの企業のうち、複数の企業が事業拡大に向けた産業用地の確保を希望している。

このうち、1社は市内に複数の事業所を有し、ウッドピア北地区は各事業所及び関連企業へのアクセスに優れており、事業拡大を図るには最適な立地場所となりう

る。また、面積規模も当該企業の希望面積を満たしている。

上記の両社ともに、松阪市における従業員の募集・採用のしやすさを高く評価している。

ウッドピア北地区は、市内各地域からのアクセスに優れ、かつ周辺に農業集落も複数存在することから、近隣の農業従事者等の雇用、併せて担い手への農地集積も見込まれ、両社の既存事業所と同様に従業員確保において有利である。

これらの安定的な雇用が創出されることにより、定住人口の維持拡大やさらなる地域の活性化が期待できる。

3. 導入すべき産業の規模

【南部地区】

産業の種類	事業所数	計画面積 (㎡)			雇用期待従業員数 (人)
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	
266 金属加工機械製造業	1	28,436	0	28,436	46

【有下地区】

産業の種類	事業所数	計画面積 (㎡)			雇用期待従業員数 (人)
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	
293 民生用電気機械器具製造業	1	13,317	0	13,317	48

【下滝野地区】

産業の種類	事業所数	計画面積 (㎡)			雇用期待従業員数 (人)
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	
311 自動車・同附属品製造業	1	15,324	0	15,324	118

【ウッドピア北地区】

産業の種類	事業所数	計画面積 (㎡)			雇用期待従業員数 (人)	期待製造品出荷額 (百万円)
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計		
165 医薬品製造業	1	17,935	11,051 (道路、調整池)	42,056	58	5,108
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	1	13,070			93	2,147
計	2	31,005	11,051	42,056	151	7,255

従業員数、出荷額は、2019年工業統計表(産業別統計表データ)を参考に算出

ウッドピア北地区については、先に記載したとおり、市内企業の用地ニーズや新たな産業用地の問い合わせ内容に加え、立地済み企業の関連産業や今後の成長産業を踏まえて、立地が想定される業種を選定した。

また、工業統計調査結果で示されている当該業種の事業所数、敷地面積、従業員数、製造品出荷額等を基に、施設用地等の面積から雇用期待従業員数及び期待製造品出荷額を推定した。

なお、それぞれの敷地面積は、工業統計調査結果（1事業所あたり敷地面積の全国平均）、及び市内関連企業の敷地面積及び用地ニーズを参考に設定した。なお、工業統計調査結果による1事業所あたり敷地面積の全国平均は、ウッドピア北地区の計画面積より大きく、新たな事業所の立地に必要となる面積規模として最小限の面積を設定した。

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和8年度までに就業する農業従事者(その家族を含む。以下同じ)は、次のとおりとする。

【南部地区】

産業の種類	事業所数	雇用期待従業員数(人)	農業従事者の就業の目標(人)	雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合
266 金属加工機械製造業	1	46	5	10%

【有下地区】

産業の種類	事業所数	雇用期待従業員数(人)	農業従事者の就業の目標(人)	雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合
293 民生用電気機械器具製造業	1	48	5	10%

【下滝野地区】

産業の種類	事業所数	雇用期待従業員数(人)	農業従事者の就業の目標(人)	雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合
311 自動車・同附属品製造業	1	118	12	10%

【ウッドピア北地区】

産業の種類	事業所数	雇用期待従業員数(人)	農業従事者の就業の目標(人)	雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合
165 医薬品製造業	1	58	6	10%
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	1	93	10	10%
合計	2	151	16	10%

雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合は、農家世帯から専業農家数を減じた数値が2次又は3次産業へ就業することを加味し算定。

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和8年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1. 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込

区分	人口 (人)	農家人口 (人)	農業従事者(人)		
			農業就業人口	基幹的農業従事者	
令和2年度 (現状)	159,145	7,939	5,819	3,360	2,459
令和7年度 (目標)	153,412	7,653	5,611	3,240	2,371

令和2年度は、国勢調査、農林業センサスより引用

令和7年度は、人口予測(国立社会保障・人口問題研究所)より引用

2. 認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込

区分	認定農業者等	認定新規就農者	集落営農
令和3年度(現状)	経営体 189	経営体 18	集落営農 13
令和8年度(目標)	209	20	13

令和3年度は、毎年報告している「農地利用集積状況調査」の報告内容に準ずる。

令和8年度の見込は、市基本構想(目標年度:令和11年度)を踏まえて算定。

3. 認定農業者の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地面積 (耕地面積) ①	認定農業者等及び基本構想水準達成者 への農用地の利用集積面積				認定農業者等及び 基本構想水準達成 者への利用集積率 ②/①
		所有面積	利用権 設定	特定作業 受託	計 ②	
令和3年度 (現状)	ha 7,480	ha 268	ha 3,112	ha 556	ha 3,936	% 52.6
令和8年度 (目標)	7,200	328	3,590	820	4,738	65.8

令和8年度は、市基本構想(目標年度:令和11年度)を踏まえて算定。

(2) 認定農業者等の営農類型、経営規模

経営類型 (部門別)	経営規模	認定農業者等の数（経営規模）	
		令和3年度 現状	令和8年度 目標
主穀中心（個別）	水稲 11ha、小麦 6ha、 大豆 6ha	89 (142,057a)	103 (190,240a)
主穀中心（組織）	水稲 15ha、小麦作業 30ha、大豆作業 30ha	29 (182,054a)	31 (204,800a)
主穀中心（集落営農）	水稲 30ha、小麦 12ha、大豆 12ha	13 (40,747a)	13 (46,000a)
施設野菜	ハウス野菜 0.4ha	30 (8,746a)	36 (11,000a)
露地野菜	露地野菜 6.0ha	6 (4,721a)	10 (5,000a)
施設花き	花壇苗等 0.4ha	4 (166a)	4 (170a)
なし、イチジク	なし 1.0ha	4 (1,229a)	3 (1,700a)
柑橘	柑橘 1.5ha	1 (322a)	1 (400a)
きのこ類、モヤシ	しめじ 8 t	4 (89a)	4 (80a)
茶（個別）、藍	茶 18ha	7 (1,279a)	9 (2,000a)
茶（組織）	茶 30ha	4 (9,681a)	5 (10,000a)
酪農	経産牛 50 頭、育成牛 26 頭、飼料作物 10ha	5 (1,144a)	5 (1,000a)
和牛	黒毛和牛 100 頭	10 (1,125a)	10 (1,200a)
養豚	繁殖雌豚 100 頭	2 (144a)	2 (150a)
鶏卵、肉養鶏	成鶏 40,000 羽	7 (59a)	6 (60a)
		215 (393,563a)	242 (473,800a)

基本構想より抜粋。同一又は類似の経営類型の場合、主な経営類型を記載。

令和8年度の見込は、市基本構想（目標年度：令和11年度）を踏まえて算定。

(3) 認定農業者等を中心とする生産組織の育成

農業従事者が減少傾向にあるなか、技術・経営に優れた意欲ある担い手を確保・育成することは、優良農地を確保する上からも極めて重要である。

農業を担うべき者の確保及び育成のため、本市においては、これまで農業協同組合と地域が一体となって農業近代化施設(機械)の整備及び担い手農家の育成を進めてきた。

今後も引き続き、関係機関との連携を深め、担い手農家の支援を推進する。

4. 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

本市農業については、農業従事者の高齢化の進行とともに、農家戸数、基幹的農業従事者数が年々減少しており、就業構造の脆弱化が進んでいる。

そのようななか、平坦水田地域では、ほ場整備田を中心に集落営農、法人化を進めながら、水稲、麦、大豆等の土地利用型農業経営や水稲＋露地野菜の複合経営を推進するとともに、いちご、トマト等の施設野菜や施設花き等集約型農業経営を育成する。

中山間地域では、水稲のほか獣害に強い作物を取り入れた特色ある水田農業を展開するとともに、松阪牛をはじめとした畜産や茶といった地域性に根ざした経営を図る。

松阪市は、農業協同組合、地域農業改良普及センター、松阪市農業委員会、松阪市農業再生協議会等が連携し、意欲ある農業経営体等に対する話し合いや重点的な支援措置を行う。

農業経営の改善による望ましい経営の発展を図ろうとする意欲ある農業経営体で農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）に対しては、農地利用最適化推進委員による農地の出し手の掘り起こし活動のほか、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理機構（以下、「県農地中間管理機構」という。）を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1. 過去に造成された工業団地等の活用可能性

(1)過去に造成された工業団地及びその周辺の活用可能性

上述にもあるが、既存の産業導入地区以外において、未売却面積は存在するが、分散していることから1ha以上の多様な立地ニーズに対応することは出来ない。

また、既存の作業導入地区についても上述にあるが、津波ハザードマップ、洪水ハザードマップにおける浸水想定区域となっている地区を廃止にするなか、それ以外の地区における活用可能性はない。

(2)再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

本市における再生利用困難な荒廃農地は約41ha(令和2年12月31日現在)となっているが、市域全体に散在していること、かつ、利便性に欠けている個所が多いことから、活用の可能性はない。

2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(1)農用地区域外での開発を優先すること

①都市計画法における工業用途地域及び工業用地域以外の用途地域について

松阪市内には工業専用地域、工業地域、準工業地域が設定されている。しかし、これら地域内には既に企業が立地、あるいは住宅・小売店等と混在しているところが多い。工業団地として整備可能なまとまった用地の確保が困難である。

②農業振興地域以外の地域について

市街化区域、山林地を除くほぼ全域が農業振興地域に指定されている。中山間地域の農地が主に区域外の農地に該当するが、利便性に乏しいほか、土砂災害警戒区域に指定されているエリアも多いことから、安定した開発は困難である。

③農業振興地域内の農用地区域以外の地域について

市内には農用地区域外農地(白地)があるものの、多くは分散しており、まとまっていたとしても利便性に乏しいか、土砂災害警戒区域、津波ハザードマップの浸水想定区域、または住宅地と近いところであるため、結果的に開発が困難である。

以上のことから、農用地(青地)の農地の土地を含めて検討せざるを得ないが、農業公共投資と集団農地、周辺農地や環境への影響と上記基本的要件を考慮し、選定を行っている。

(2)周辺土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

ウッドピア北地区において、北には河川と市道を挟み、中部台運動公園、南にはウ

ウッドピア松阪が隣接する。東西には農地が存在するが、農作業の効率化に支障を及ぼさないよう、蚕食や農地の分断はせず、集団的農地を維持している。加えて担い手への農業経営に支障を及ぼさない面積で設定している。

これらのことから、今後の農業基盤整備事業や担い手への農地流動化施策を含めて、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

①高性能機械による営農への支障、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への影響可能性

ウッドピア北地区においては、高性能機械による営農及び農地中間管理事業等の農地流動化施策に該当しない。また、団体営ほ場整備（立野・高田地区）が実施されているが、今回、造成することにより土地改良施設等農業施設（用排水路）が改廃、遊休化する等により周辺農地が影響を受ける場合には、代替（用排水路の付け替え）により、既存機能を損なわないようにしていくため、影響は生じない。

②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への影響可能性

ウッドピア北地区において、認定農業者等担い手による耕作地は存在するが、耕作地の大部分が他地区であることから、影響はほとんどなく、代替地も生じない。また、既に認定農業者等担い手に対して、当該計画の理解は得ている。

③農用地区域内の土地の保全又は利用上に必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

(a) ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の発生可能性

ウッドピア北地区において、ため池、土留工、防風林等は存在しない。排水路については、既存機能を損なわないよう、再構築するため、影響は生じない。

(b) 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入など、周辺の土地改良施設の機能に支障が生じる場合

ウッドピア北地区において、企業が取水する用水については、市上水道であることとし、農業用水からは行わない。さらに、排水にあっても企業の責任において排水基準、協定値等に適した処理を行うこととし、周辺に支障をきたす場合は、市の指導に沿うよう、調整を図る。

農業用排水路については、市が三重県及び地元自治会に対し、代替（用排水路の付け替え）により、既存機能を損なわないようにしていくことで同意を得ている。

農道については、既存のまま活用することから、廃止するものはない。

なお、中間管理機構関連事業は含まれていない。

- (c) 産業導入地区で実施が予定されている、実施中である、又は完了した土地改良事業等の状況及び産業導入地区として位置付けることの是非についての調整結果

ウッドピア北地区では、団体営ほ場整備（立野・高田地区、平成2～9年度）を実施しているが、事業完了後8年以上が経過している。よって、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日農地A第826号農林水産事務次官通知)」による補助金返還には該当しない。

上記内容について各団体と協議・調整を行った。

三重県 令和3年10月18日

各自治会 令和3年10月4、19日

- (3)面積規模が最小限であること

ウッドピア北地区に進出を予定している企業においては、既に市内もしくは県内において操業している既存工場の規模拡大を目的としており、生産量に即した計画が可能であるため、未利用地が生じないような立地計画としている。

よって、必要最小限の面積にとどめている。

- (4)面的整備を実施してから一定期間経過していない農用地を含めないこと

ウッドピア北地区において、面的整備を実施してから一定期間（事業完了後8年）を経過していない農用地は含んでいない。

- (5)農地中間管理機構の取組に支障が生じないようにすること

ウッドピア北地区において、農地中間管理権が存在している農地は含まれていない。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1. 施設用地の整備

(1) 施設用地の整備に関する事項

- ① 確保すべき土地の面積 42,056 m² (ウッドピア北地区)
- ② 調達の方法 令和5年度購入予定
- ③ 造成事業主体 松阪市土地開発公社又は市
- ④ 造成予定年次 令和7年度

(2) 施設用地確保にあたっての配慮事項

- ① 自然環境及び生活環境の保全
施設用地の整備(造成)及び企業誘致において、自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止や周辺農村地域の生活環境の保全に配慮する。
- ② 地価の安定
用地の取得及び造成後の用地売却において、土地公示価格や近傍の取引事例等を参考とし、適正な地価の安定に努める。

2. 道路等の施設整備

ウッドピア北地区において、都市計画法第12条の4及び5による地区計画により道路、緑地等を定め、市道山室立野線に接続する市道木の郷1号線の延長を計画している。

この延長道路の設置にあたっては、二級河川金剛川支川をまたぐ必要があることから、河川管理者と協議のうえ適切な施工を行う。また、市道山室立野線に接続する交差点の形状等についても、道路管理者と協議のうえ適切に施工する。

既存の農業用水路及び排水路については、周辺の農地に影響がないようできる限り現状のまま維持することとするが、延長道路の設置等に付随して工事が必要な場合は、その機能の維持を行う。

工場用水は松阪市上水道を使用し、基本的に農業用水は使用しない。

雨水排水は調整池を整備し、流量調整のうえ二級河川金剛川支川に放流する。

生活排水及び工場排水については、関係機関等と十分な協議のうえ、立地事業者が浄化槽及び排水処理施設等の整備を行い、水質汚濁防止法及び県・市条例に定められた基準値以下に個別処理し、二級河川金剛川支川に放流する。

整備年次：令和7年度

3. 定住等及び地域間交流の条件の整備

該当なし

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1. 労働力の需給の調整

計画期間中に導入される産業からの雇用需要は、151名程度と見込まれ、このうち農業従事者等農家世帯から16名程度の雇用需要が見込まれる。

地域内において、農業構造の改善を図るため、本計画(事業)を促進するとともに、一方では農業に必要な労働力の確保に十分配慮のうえ、農業従事者が円滑に就業できるよう支援していく。具体的には、農業サイドにおいて農業協同組合、地域農業改良普及センター、産業導入サイドにおいてハローワーク、進出企業等と本市が連携を図ることとする。

また、本市の令和4年8月1日時点の住民基本台帳によると、高齢化率が30.3%となっているなかで、経験を活かした中高年の雇用についても必要に応じて能力の再開発、訓練を経て就業に繋げていく。

2. 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

農業振興地域に導入される産業に地元農業従事者、とりわけ中高年齢者が円滑に就業できるようにするため、ハローワークを中心に雇用情報の提供、職業能力開発の推進を行う。

また、雇用にあたっては、労働者の雇用の安定及び福利厚生の実を充実を図るよう、企業に求めていく。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1. 担い手の育成

市は、農業協同組合、地域農業改良普及センター、農業委員会、松阪市農業再生協議会等の関係機関と連携し、意欲ある農業経営体等に対する話し合いや重点的な支援措置を行う。

農業経営の改善による望ましい経営の発展を図ろうとする意欲ある農業経営体で農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）に対しては、農地利用最適化推進委員による農地の出し手の掘り起こし活動のほか、農地中間管理機構を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の集積に関しては、市内の集落等において任意で設立されている営農組合等の活動において、その地域の農業の将来の在り方や今後の中心経営体などについての話し合いが行われるよう誘導し、人・農地プランの実質化に繋げていく。

さらに、土地利用型農業経営体に対する水田への高収益作物導入推進、集約型農業経営体に対する品種の改善新規作目の導入の推進については、地域農業改良普及センターや農業協同組合と連携しながら進めるとともに、生産だけではなく、加工、販売といった6次産業化も視野に入れながら、付加価値の創出を進める。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、関係機関はもとより、地域の理解、協力のある取組みにより優れた青年等農業者を確保する体制を整えとともに、農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づく青年等就農計画認定制度を積極的に活用し、農地の集積や資金の貸付け、地域農業改良普及センターの助言など、青年等就農計画の目標を達成するための措置を総合的に講ずる。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間での役割分担を明確化しつつ、補助労働力の提供等による地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持が行われることが、地域全体としての発展に結びつくと考えられることから、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他小規模な兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

2. 農業生産基盤の整備及び農業施設の整備

特に整備を予定していない。

第9 その他必要な事項

1. 実施計画のフォローアップについて

(1) 実施する項目について

産業導入地区において、導入産業の業種や規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入に相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルール等について、市企業誘致部署が定期的に確認する。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業もしくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは、速やかに実施計画の変更(見直し)を行う。

(2) 実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまでの毎年、市担当部署において立地企業等との連携を密にするなどし、フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。なお、具体的な項目は以下のとおり。

土地利用の調整の状況	……………	立地企業との情報交換の実施
導入産業の業種及び規模等の概況	……………	立地企業との情報交換の実施
農業従事者の就業状況	……………	立地企業への聞き取り実施
農業構造の改善の状況	……………	農業団体等への聞き取り実施
遊休地の解消状況	……………	農業団体等への聞き取り実施

(3) 達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等、実態とかい離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について、定期的に確認、検討を行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の土地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化にかかる目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業地導入地区の区域を縮小、又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

2. 撤退時のルールについて

将来においてやむを得ず立地した産業の施設の撤退があった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、本市と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。分譲契約には、指定期間の条項を設け、万一、契約の達成が困難な場

合には、速やかに本市と協議を行うものとする。さらに違約があった場合に備え、違約金の条項を設ける。

立地企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について検討したうえで、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

3. その他

- ・本計画は「三重県農村地域への産業の導入に関する基本計画(令和4年11月策定)」に即して実施する。
- ・本計画の実現に向けて、農業の構造改善、経営改善支援対策を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら産業の導入の促進に努める。
- ・本計画の策定に当たっては、以下のとおり関係団体への個別の説明と意見聴取を行った。

令和3年10月4日	山室町自治会への説明、意見聴取
令和3年10月19日	立野町自治会への説明、意見聴取
令和3年11月21~24日	ウッドピア北地区農地耕作者(利用権設定)への説明
令和3年12月11日	ウッドピア北地区農地所有者への説明会
令和4年10月27日	みえなか農業協同組合への説明
令和4年11月2日	松阪商工会議所への説明